

春日井市住民票の写し等の交付に係る本人通知等制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者等に交付した場合に、事前に登録した者に対し、その交付の事実の通知及び証明をする制度（以下「本人通知等制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定により交付する住民票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）で住基法第7条第5号又は第30条の45に規定する事項のうち国籍等が記載されたもの（ただし、春日井市暴力行為及びストーカー行為等による被害者に対する住民基本台帳事務に係る支援措置に関する要綱（平成16年7月1日施行）に基づく支援措置対象者についてはこの限りでない。）及び戸籍の附票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し
 - (2) 戸籍法の規定により交付する戸籍（除かれたものを含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍謄本等」という。）
- 2 この要綱において「第三者等」とは、本人等以外のもの（国又は地方公共団体の機関を除く。）若しくはその代理人又は本人等の代理人をいう。
 - 3 この要綱において「本人等」とは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付する場合にあっては当該住民票に記録されている者又はその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍の附票の写し又は戸籍謄本等を交付する場合にあ

っては戸籍の附票若しくは戸籍に記録又は記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいう。

(対象者)

第3条 本人通知等制度の対象者は、次条第1項の規定による登録の申請日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 住基法の規定により当市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録又は記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録又は記載されている者を含む。）

(2) 戸籍法の規定により当市が作成した戸籍に記録又は記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者並びに死亡した者及び失踪の宣告を受けた者は、対象としない。

(登録の申請)

第4条 本人通知等制度に係る登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ春日井市本人通知等制度登録申請書（第1号様式）により、市長に登録の申請をしなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等（申請者の写真が貼付されたものに限る。）その他の申請者が本人であることを証するため、市長が適当と認める書類（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない。

3 代理人により登録の申請をしようとするときは、代理人は、当該代理人に係る本人確認書類のほか、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、当市に備える戸籍簿等により法定代理人であることを確認することができる場合は、これを省略することができる。

(2) その他の代理人 委任状及び当該代理人に委任をした者に係る本人確認書類又はその写し

4 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申請をすることができない場合

(2) 市内に居住していない場合

（登録の実施等）

第5条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、春日井市本人通知等制度登録者名簿（第2号様式。以下「登録者名簿」という。）に申請者の氏名、住所その他必要な事項を登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録した者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を交付する際に、登録者に係るものであることが容易に分かるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

3 登録者名簿への登録期間は、登録した日から起算して3年とする。

4 前項の登録期間の満了後においても引き続き登録を希望する登録者は、当該登録期間が満了する日の1月前から満了日まで、前条の規定により登録の申請をしなければならない。この場合における新たな登録期間の開始日は、当該登録期間の満了日の翌日とする。

（登録事項の変更等の届出）

第6条 登録者は、登録期間中に前条第1項の規定により登録をした氏名、住所その他内容に変更が生じたとき又は登録の廃止を希望するときは、春日井市本人通知等制度登録変更・廃止届出書（第3号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

（住民票の写し等を交付した場合の本人通知）

第7条 市長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、春日井市住民票の写し等交付通知書（第4号様式。以下「交付通知書」という。）により、登録者に通知するものとする。

（証明書の交付申請）

第8条 交付通知書を受けた者は、住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、通知を受けた日から60日以内に、春日井市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書（第5号様式）に当該交付通知書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

（証明書の交付等）

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した春日井市住民票の写し等交付事実証明書（第6号様式）を交付するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 住民票の写し等の交付請求者の区別
- (4) 交付請求者が登録者の代理人の場合は、その氏名及び住所

（登録の廃止）

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を廃止するものとする。

- (1) 登録者から第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 登録者が国内に住所を有しなくなったとき並びに死亡し、及び失踪の宣告を受けたとき。
- (3) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本人通知等制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。